

○越前市下水道事業推進対策協議会設置規程

令和2年3月10日

企業管理規程第5号

(設置)

第1条 下水道事業の円滑な運営を図るため、越前市附属機関設置条例（平成24年越前市条例第2号）第2条の規定に基づき、越前市下水道事業推進対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について調査及び協議を行い、その結果に基づき市長に対し提言、助言等を行うものとする。

- (1) 下水道事業の整備計画及び運営に関すること。
- (2) 水洗化普及促進に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 受益者代表
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によって、これを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

4 協議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年越前市条例第44号）及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成24年越前市規則第13号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、越前市公営企業内組織及び事務分掌規程（平成17年越前市企業管理規程第2号）に定める課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に越前市の規則により設置された越前市下水道事業推進対策協議会（以下「旧協議会」という。）の委員であった者は、施行日に、第3条第2項の規定により、第1条の規定により設置する越前市下水道事業推進対策協議会（以下「新協議会」という。）委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 施行日の前日に旧協議会の会長又は副会長であった者は、この規程の施行の日に、第5条第1項の規定により、新協議会の会長又は副会長として互選されたものとみなす。